

# 国民年金特集

# 20歳が出発点 暮らしを支える国民年金

私たちは、だれでも必ず歳をとります。また、病気やケガで障害を負ったり、事故等不測の事態にぶつかるとも知れません。年金制度は、高齢や障害によって働けなくなったり、働き手を失ったりしたときに所得保障を行う仕組みで、世代と世代が支え合う制度です。国民年金は自営業者、自由業者をはじめ、会社員や公務員に扶養されている配偶者、20歳以上の学生などが加入し、一人ひとりが共通の基礎年金を受けられるように国が運営している制度です。お問い合わせは国民年金課（☎724・2127）へ。

## こんな時にこんな手続きが必要ですよ

国民年金の加入・脱退・変更は原則として本人の届け出が必要となります。自分自身で行わなければならない場合があります。

### 20歳からです国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、だれもが国民年金の加入手続きをしなければなりません。ただし、会社員等、勤務先で厚生年金等に加入中の方は手続きをする必要はありません。町田市では、20歳の誕生日の前月に国民年金調査票兼加入届を郵送しています。必ず

### 就職したとき

国民年金に加入している方が就職により、厚生年金や共済組合等に加入したときは、国民年金をやめる手続きが必要です。また、被扶養配偶者がいる方は、その方の手続きも必要となります。

### 退職したとき

退職等により厚生年金や共済組合を脱退した方で、60歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。また、被扶養配偶者がいることもありません。

## 知ってトクすること

- 年金教育資金貸付**  
お子さんの高校、大学などの入学金、授業料、下宿代、在学中の国民年金保険料など教育資金の融資制度があります。国民年金保険料など教育資金の融資制度があります。国民年金保険料など教育資金の融資制度があります。
- 年金担保融資**  
年金受給者の方は、年金受給権を担保に生活資金が借りられます。融資金額は返済方法の選択により異なりますが、受けている年金が担保となります。
- 年金住宅融資**  
住宅の新築・購入、改築等のための資金の融資制度があります。国民年金保険料を3年以上納めている人であれば、住宅金融公庫の融資と併せて低利で借りられます。融資限度額は、
- 年金福祉施設**  
国民年金の加入者（第1号被保険者）や受給者は、全国各地にある年金福祉施設を利用できます。

**ホームページ開設されました**  
平成13年4月から国民年金課のホームページが開設されました。町田市ホームページへ、暮らしのガイドをご覧ください。

### 配偶者の扶養に入ったとき

結婚や退職などにより、厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養に入った方は、国民年金第3号被保険者の届け出が必要です。

### 配偶者の扶養からはずれたとき

離婚や収入の増加などで、厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養からはずれたときも手続きが必要です。この場合、国民年金の保険料は自分で納めることとなります。

### 海外転出するとき帰国したとき

国民年金に加入している方が海外転出の届け出をしたときは、国民年金は任意加入となります。この場合、国民年金に引き続き加入の希望をるか、脱

**年金指導員が伺います**  
国民年金全般に関する相談等をお受けするために年金指導員がお伺いしています。その際に、国民年金の退すかの届け出を、転出届提出の際に必ず行って下さい。住民登録を日本に残したままの方は、海外転出扱いとはなりません。また、帰国して住民登録をした時から強制加入となりますので、届け出をして下さい。

## こんな時にこんな年金が受けられます

国民年金に加入し、年金を受け取るために必要な期間の保険料を納めている方は、次のような年金等を受給することができます。

- 老齢基礎年金**  
国民年金に加入し、最低25年以上の保険料納付期間がある方が原則として65歳から受給できます。なお、25年の受給資格期間には次の期間も含まれます。
- 遺族基礎年金**  
国民年金に加入中の方、または老齢基礎年金を受ける資格のある方が、何の年金も受けていない場合、その方に生計を維持されていた18歳未満（心身にハンディがある場合は20歳未満）の子がある場合、または子が受けられます。なお、死亡した方の納付状況や、遺族の方の所得により受けられない場合があります。
- 障害基礎年金**  
国民年金加入中に初診日のある病気やケガで、国民年金障害認定基準1級または2級に該当した場合に支給されます。障害基礎年金の申請をするためには、初診日の前々月までに加入期間の3分の2以上の納付・免除及び学生納付特別適用期間が必要です。
- 専属年金**  
納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある夫が、何の年金も受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻が、60歳から65歳までの間、受けられる年金です。なお、一定の所得制限があります。
- 死亡一時金**  
国民年金保険料を第1号被保険者として3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡し、なおかつ遺族基礎年金も受けられない場合、保険料を納めた期間に応じて遺族に支給されます。
- 国民年金保険料免除制度**  
経済的理由等で国民年金保険料を納めるのが困難なときは、免除の申請をすることができますのでご相談下さい。この場合、将来年金を受給するときに、納付月数×200円が年額に加算されます。
- 保険料の口座振替**  
国民年金保険料のお支払いは口座振替（自動払込）が便利です。申し込みは、預貯金通帳と通帳印、納付書を持って、金融機関（郵便局を含む）・市役所国民年金課・忠生・南・なるせ駅前・鶴川・堺の各市民センターへおいでいただくか、申込書を国民年金課へ郵送して下さい。
- お得な前納割引制度**  
国民年金保険料のお支払いには、納付月から来年3月分まで一括で納付するとお得な割引制度があります。国民年金課へご連絡下さい。
- 学生納付特例制度**  
平成12年度から20歳以上の学生で本人所得が一定額以下であれば、申請することにより在学中の国民年金保険料の納付を申しないこととなります。この制度の適用期間は、支給資格期間に含まれますが、年金受給額には反映しません。ただし、その期間の保険料を10年以内に追納すると（一定期間を経過すると加算があります）通常の納付と同じ扱いになります。

# 未来の架橋 国民年金

国民年金は、私たちの未来を支える重要な制度です。20歳から加入し、老後や障害に備えることができます。また、結婚や就職、海外転出など、人生の様々な節目で手続きが必要となります。町田市国民年金課では、皆様のご相談に丁寧に対応いたします。お問い合わせは国民年金課（☎724・2127）へ。